



# きゅうふさぶり

Vol.0

## ● 掲載内容

TOPIC 1 町田市ケアマネジメントの基本方針

TOPIC 2 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



## 発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。適正な介護給付を行うために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。町田市の介護サービスの利用人数は約1万9千人となっております。町田市が進める適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことが一番大切です。

### ～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願いいたします。

「ケアマネジメントの基本方針」って、運営基準に定められてるものではないの？

そう思った方は多いと思います。確かにそのとおりです。

ですが、今回策定するのは、厚労省の基本方針ではなく、「町田市」の基本方針です。

町田市で基本方針を策定することになったきっかけは、東京都の研修「自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員・保険者研修」でした。研修参加者の主任ケアマネジャーの方々から、町田市でも、ケアマネジメントの平準化や、給付の適正化のために、ケアマネジャーが考えを共有するための「基本方針」が必要だというご意見をいただきました。

そこで、活用できる内容にするため、主任介護支援専門員協議会とケアマネジャー連絡会において意見を募集し、主任介護支援専門員協議会と介護保険課で「基本方針」を策定することになりました。

基本方針は、  
私たちケアマネジャーのために、  
ケアマネジメントの指針  
を示してくれるものなのね。



# 町田市ケアマネジメントの基本方針

町田市ケアマネジメントの基本方針は、介護保険法及び関係法令（主に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」）に基づき、町田市内で働くケアマネジャーの皆さんの、ケアマネジメントを行う際の指針を定めるものです。以下、基本方針4つを定めます。

## 1 自立支援・重度化防止

利用者が可能な限り、居宅や住み慣れた地域において、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるよう支援します。

利用者が「自分のことを可能な限り行える生き方」の実現、「やってみたいことや続けたい生活」の実現（自立支援）に向けて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めていますか？

## 2 ニーズに合ったサービスの提供

利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供できるよう配慮します。

利用者の個性を踏まえ、ニーズに合ったサービスを提供する個別的なプランを作成していますか？

利用者のニーズが、利用者の選択だけにとらわれず、専門的見地から、利用者が必要と考えられるものになっていますか？

地域資源など介護保険以外のサービスも検討していますか？

## 3 公正中立な支援

利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定のサービス種類や事業所に不当に偏らないよう、公正中立に支援を行います。

専門的見地でのアセスメントをもとに、サービス種類や事業所の特性を踏まえ、情報提供を行っていますか？

特定のサービスや特定の事業所に不当に偏ることなく、支援していますか？

## 4 多職種連携

居宅介護支援事業所、介護保険（予防支援）サービス事業所、高齢者支援センター、医療と介護の連携支援センター、医療機関、社会福祉協議会、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、行政機関（保健所等）等との連携に努めます。

多職種での連携に努めていますか？

利用者を支援するチームケアの実現を目指していますか？

## ケアマネジャー自身の振り返り

4つの基本方針が達成できているか、定期的に振り返りを行いましょう。  
モニタリング時など、定期的に自身のケアマネジメントを振り返りましょう。

## ケアマネジメントの質の向上に向けた支援事業

### 町田市ケアマネジメント勉強会

介護保険課及び主任介護支援専門員協議会で、リ・アセスメント支援シート（※）を活用した勉強会を実施しております。

ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切なケアプランになっているかを支援者である主任介護支援専門員とケアプラン作成者のケアマネジャーで確認しております。

（※）東京都「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」

### ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修

町田市ケアマネジャー連絡会、主任介護支援専門員連絡会、主任介護支援専門員協議会、高齢者支援センター、医療と介護の連携支援センターなどで、ケアマネジメントの質の向上を目的とした、ケアマネジャー向けの研修を実施しております。

### 相談援助研修(初級編・上級編)

町田市と町田市介護人材開発センターが共催で、相談援助を学ぶ研修を実施しております。

### 介護給付適正化情報誌きゆうふさぷり

ケアマネジャーの皆さんが適切なケアマネジメントを実施できるように、介護保険課が不定期に発行している情報誌です。

### 各圏域で実施している事業

- 地域ケア個別会議：多職種で連携し、個別ケースの支援を検討します。
- 地域ケア推進会議：多職種で連携し、地域の課題の解決に向けた検討を行います。
- 地域の実情に応じた研修会・情報交換会

### 実地指導・集団指導(指導監査課)

- 実地指導：事業所を訪問し、個別的支援を行っています。
- 集団指導：事業所の方が一堂に会しての一斉的支援を行っています。

### その他、ケアマネジメントの質の向上に向けた支援事業

- 「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検研修会（東京都）
- 自立支援・重度化防止に向けた主任介護支援専門員研修（東京都）
- 相模原町田地区介護医療圏インフラ整備コンソーシアム（北里大学）

## ケアマネジメント業務を支援する主な機関

### 町田市ケアマネジャー連絡会

主に町田市の事業所で働くケアマネジャーで構成される連絡会です。適切な情報や質の高い介護サービスの情報を提供し、対人援助職として能力・質の向上を図るための活動を行っています。

### 町田市主任介護支援専門員連絡会

町田市の高齢者支援センターで働く主任ケアマネジャーで構成される連絡会です。町田市で働く主任ケアマネジャー向けの研修を企画したり、高齢者支援センター間での情報共有や、課題解決に向けての活動を行っています。

### 町田市主任介護支援専門員協議会

町田市の事業所で働く主任ケアマネジャーで構成される会議体です。各圏域で活動する協議会と、各圏域の協議会の幹事・副幹事で構成される全体会があります。各圏域の協議会では、ケアマネジメント勉強会、地域ケア会議、研修会などを行っています。全体会では各圏域の協議会での情報共有や、課題解決に向けての活動を行っています。

### 高齢者支援センター

町田市内に12か所ある地域包括支援センターです。地域のケアマネジャーからの相談に対応し、情報提供や支援を行っています。

### 医療と介護の連携支援センター

在宅医療・介護連携機能強化型の高齢者支援センターです。主に医療との連携について、ケアマネジャーからの相談に対応し、情報提供や支援を行っています。

### 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト(町プロ)

高齢者の在宅療養を支えるため、医療と介護をはじめとした多職種の連携の促進等を目的とした取組です。定期的に協議会や研修会を開催しています。ケアマネサマリーや退院調整シート等、ケアマネジメント業務に役立つ取組も実施しています。

### 町田市介護人材開発センター

町田市の介護保険事業所で働く方向けの研修（例：相談援助研修）を行っています。

## 最後に～自立とは何か～

「利用者の自立を支援する」

言うのは簡単ですが、利用者の自立とは一体何でしょう。

町田市ケアマネジメントの基本方針では、

自立＝「自分のことを可能な限り行える生き方」の実現

「やってみたいことや続けたい生活」の実現

と定義しています。

自立の捉え方は、利用者によって異なります。

自立を支援するには、利用者が何を自立と考えているかをできるだけ把握し、

自立の認識を合わせた上で行いましょう。

利用者が考える自立を踏まえ、  
それに向けた支援を  
チームで行いましょう！



# 介護保険課からのお知らせ

## 介護予防ケアマネジメントの目安とする期間を見直します。

きゅうふさびり第7号では、総合事業の方のケアプランの期間を、「目安として6か月」としていましたが、主任ケアマネジャー連絡会等の意見を踏まえ、「6か月」を「6か月から1年」に見直します。

「6か月から1年」は、あくまでも目安です。介護予防・自立支援の観点、利用者の状態や目標、サービス提供内容、認定状況（初回や区分変更など）などの各種要因を踏まえ、適切な期間で作成してください。

## 改めて、運営基準減算の内容を確認してください。

町田市で実施する実地指導において、今年度、運営基準減算による返還が複数発生しています。その中で、返還額が100万円を超えたものもあります。

100万円を超えた件は、指定基準第4条第2項及び第13条第五号の「複数事業所の紹介を求めることができる説明及びその事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる説明」が長期間正しく行われていなかったことが原因です。利用者や家族への説明は、文書の交付に加えて口頭でも行い、それを理解したことについて署名を得ましょう。

各事業所においては、運営基準を再度確認し、事業所内での自主点検を行うようお願いいたします。

## 負担限度額認定の段階、食費の本人負担限度額、資産要件が変更予定です。

2021年度の介護保険制度改正によって、2021年8月から変更予定です。

【段階】第3段階「本人年金収入等80万円超」が、第3段階①「80万円超120万円以下」、第3段階②「120万円超」に分かれる予定です。

【食費の本人負担限度額】第2段階が390円から600円、第3段階①が650円から1,000円、第3段階②が650円から1,300円、に変更予定です。

【資産要件】単身1,000万円以下の要件が、第2段階では650万円以下、第3段階①では550万円以下、第3段階②では500万円以下、に変更予定です。

## 高額介護サービス費の負担上限額が変更予定です。

2021年度の介護保険制度改正によって、2021年8月サービス利用分から変更予定です。

今まで負担上限額が44,400円だったところ、年収約1,160万円以上の方は負担上限額が14万100円に、年収約770万円以上約1,160万円未満の方は負担上限額が9万3000円に、変更予定です。

## スケジュール

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 2021年2月16日（火） | 介護報酬改定における社会保障審議会資料の案内をメール送付   |
| 2021年3月19日（金） | 社会保障審議会資料への質問メールメ切             |
| 2021年3月下旬以降随時 | 社会保障審議会資料への質問に対する回答をホームページにて公開 |

介護保険課から送られる「介護報酬改定について」のメールは、必ず確認してくださいね。



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366